

ASBJ「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見提出（2022.6.7）

企業会計基準委員会（ASBJ）は、電子帳票を発行して資金を調達する手段である ICO（Initial Coin Offering）トークンのうち、投資性 ICO 以外の ICO トークン（保有者が物やサービスを受け取る権利を有するもの等）の発行・保有等に係る会計上の取扱いの論点を整理し公表した。

経理委員会では、基準開発の時期について、日本では ICO トークンの発行が現在までに数件しか実施されておらず、対象取引の実態を踏まえた基準開発が難しい、今後、国際的な基準開発が行われてから我が国における基準開発に着手すべきとする意見をとりまとめ、2022年6月7日、ASBJに提出した。

政一発 第 022 号

2022年6月7日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見提出の件

以下は、企業会計基準委員会（ASBJ）の「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「本論点整理」と言う。）に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会（以下「当会」と言う。）のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。（末尾に当会の参加会社を記載。）

(質問 1) 基準開発の時期

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

現時点において、速やかに基準開発に着手すべきではない。

- 11、12 項に記載のように、ICO トークンの発行について、我が国では現時点までに数件しか実施されていない。また、現在観察できる少数の取引事例だけではその取引慣行が定まっているとは必ずしもいえず、対象取引の経済的実態を捉えることが難しいことから、基準開発は難しいものとする。
- また、21 項に記載のように、国際的にも、現時点では基準開発の検討が行われていない状況にあるため、24 項(1)に記載のように、今後、国際的な基準開発が行われてから我が国における基準開発に着手すべきとする。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

霞が関コモンゲート西館 20 階

経理委員会委員会社

CBC 株式会社

蝶理株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

稲畑産業株式会社

伊藤忠商事株式会社

岩谷産業株式会社

JFE 商事株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

丸紅株式会社

三菱商事株式会社

三井物産株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

神栄株式会社

双日株式会社

住友商事株式会社

豊田通商株式会社

ユアサ商事株式会社